

当財団は2018年8月1日に内閣総理大臣の認定を受けた公益財団法人です。

当財団への寄付については、次のような税制上の優遇措置を受けることができます。

① 所得税

当財団への寄付金は寄付金控除の対象となります。確定申告の際に「所得控除」と「税額控除」のいずれか有利な方を選択することができます。

1) 所得控除

$$\begin{array}{c} \text{課税所得} \times \text{税率} \\ \text{寄付前の所得税額} \end{array} - \left[\begin{array}{c} \text{課税所得} - \left[\begin{array}{c} \text{寄付金額} \\ \text{(総所得の40\%を限度)} \end{array} - \text{¥2,000} \right] \times \text{税率} \\ \text{寄付後の所得税額} \end{array} \right] = \begin{array}{c} \text{所得税の} \\ \text{減少額} \end{array}$$

※課税所得とは、給与所得等各種所得を合計した総所得から扶養控除や社会保険料控除等を控除した額

2) 税額控除

$$\left[\begin{array}{c} \text{寄付金額} \\ \text{(総所得の40\%を限度)} \end{array} - \text{¥2,000} \right] \times 40\%$$

税額控除 = 所得税の減少額 (所得税額の25%を限度)

② 住民税

当財団への寄付金は神奈川県及び横浜市の条例指定対象寄付金となります。寄付をした翌年1月1日現在、神奈川県にお住まいの方は県民税について、横浜市にお住まいの方は県民税および市民税について、個人住民税の税額控除を受けることができます。

$$\left[\begin{array}{c} \text{寄付金額} \\ \text{(総所得の30\%を限度)} \end{array} - \text{¥2,000} \right] \times 2\sim 10\%^*$$

住民税の減少額

* 横浜市にお住まいの方は、10%

神奈川県 (政令市以外)にお住まいの方は、4%

神奈川県 (横浜市以外の政令市)にお住まいの方は、2%

③ 相続税

相続税の申告期限までに当財団に寄付された相続財産は、相続税の非課税の適用を受けることができます。